

令和2年度福島県立高等学校入学者選抜における
外国人生徒等に係る特別枠選抜募集要項

福島県立福島北高等学校

〒960-0201 福島市飯坂町字後畑1番地

TEL (024)542-4291

FAX (024)542-9930

1 募集定員

全日制の課程 総合学科 募集定員 若干名

2 出願資格

外国人生徒等に係る特別枠選抜により本校に出願することができる者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者で、かつ(3)の条件を満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和2年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
- (3) 外国人生徒等に係る特別枠選抜に関する条件

① 外国人生徒の場合

保護者と共に福島県内に居住しているか又は居住予定の外国籍を有する者で、入国後の在日期間が3年以内であり、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者。

ただし、「入国後の在日期間が3年以内」とは、原則として、入国した日から令和2年2月1日現在で3年が経過していない場合をいう。

② 海外帰国生徒の場合

海外に引き続き1年を超える期間在留して帰国し、令和2年2月1日現在、帰国後3年以内で、保護者と共に福島県内に居住し、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者。

ただし、保護者の帰国が遅れるときでも、保護者が出願者の入学後1年以内に帰国し、県内に出願者と同居することが確実であれば出願を認める。

3 出願手続き及び提出書類

- (1) 同一人が同時に二つ以上の県立高等学校に出願することはできない。
- (2) 中学校卒業者及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、下記の書類を本校校長に提出する。
 - ① 令和2年度外国人生徒等に係る特別枠選抜入学願書(県教育委員会において作成したもの)
入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。
 - ② 令和2年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。)
ただし、本県所定の調査書への記載が困難な場合は、外国における最終学校の成績証明書、又はこれに代わるもので代替することができる。
また、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することがある。
なお、提出期間は令和2年2月18日(火)から2月19日(水)までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
 - ③ 外国人生徒等に係る特別枠選抜受験票用紙(県教育委員会において作成したものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの)
 - ④ 入学検定料納付済証明書用紙(県教育委員会において作成したものに、中学校名、志願者氏名を記入したもの)
なお、外国人生徒等に係る特別枠選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。
 - ⑤ 外国人生徒等については、そのことを証明する書類を添付する。
 - ◇ 外国人生徒・・・市町村長が発行する「住民票の写し」
 - ◇ 海外帰国生徒・・・海外生活を証明する書類(在学期間明示のもの)
 - ⑥ 外国人生徒等特別枠選抜適用申請書
- (3) 上記(2)以外の者は、本校に問い合わせること。
- (4) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、入学願書に記載した事項に虚偽があると認められた場合は、入学願書の受付を取り消すことがある。
- (5) 県外等からの出願については、本校に問い合わせること。

4 出願期間及び願書受付

- (1) 令和2年2月6日(木)から2月12日(水)までとする。
- (2) 受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。
- (3) 県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、404円切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封の上、令和2年2月12日(水)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。
- (4) 出願を取り消す場合は、出願取消届を在学(出身)中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
その際、本校校長に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

5 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（所定の様式）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和2年2月18日(火)から2月19日(水)までとする。
郵送の場合には、2月19日(水)の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

6 選抜方法・選抜資料

調査書の審査結果、作文の結果及び面接の結果を資料として、さらに基礎学力検査の結果を併せて資料として、選抜を行う。

- (1) 調査書 「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。
- (2) 作文 日本語による作文を実施する。
あるテーマについて、600字以内で自分の思いや感想等を述べる。
作文については、段階評価する。
- (3) 面接 日本語による個人面接を実施する。面接については、段階評価する。
- (4) その他 日本語による基礎学力検査（国語、数学、英語）を実施する。
基礎学力検査については、点数化する。

7 作文・面接・基礎学力検査の日時及び会場等

- (1) 日時 令和2年3月4日（水）午前9時～
- (2) 受付時間 午前8時10分～8時30分
- (3) 日程

8:10	8:30	9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20～
受付	点呼 諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	作文	休	面接
(20分)	(30分)	(50分)	(20分)	(50分)	(20分)	(50分)	(60分)	(50分)	(20分)	

- (4) 会場 福島県立福島北高等学校
- (5) 持ち物 受験票、上ばき、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規（ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。
- (6) 注意事項 携帯電話等の通信機器及び計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。

8 追検査等の実施

追検査等の受験資格がある志願者は、外国人生徒等に係る特別枠選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者及びインフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者とする。

追検査等受験の手続きに関しては、「令和2年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

- (1) 日 時 令和2年3月11日(水) 午前9時～
- (2) 受付時間 午前8時10分～8時30分
- (3) 日 程

8:10	8:30	9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55～
受付	点呼 諸注意	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	作文	休	面接
(20分)	(30分)	(50分)	(15分)	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分)	

- (4) 会 場 福島県立福島北高等学校
- (5) 持ち物 追検査等受験許可証、受験票、上ばき、昼食、鉛筆(シャープペンシルも可)、消しゴム、コンパス、定規(ただし、下敷、分度器(分度器機能を有する定規を含む)は使用できない。)
- (6) 注意事項 携帯電話等の通信機器および計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。

9 合格者発表

- (1) 合格者は、令和2年3月16日(月)正午以降に、本校において発表する。ただし、電話での問い合わせには一切応じない。
- (2) 「合格通知書」及び入学に必要な書類は、合格者発表のとき合格者に対して「受験票」と引き換えにより交付する。
ただし、交付時間は、合格発表当日の午後3時までとする。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

10 その他

- (1) 外国人生徒等に係る特別枠選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和2年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。
- (2) 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- (3) 障がい等のある志願者に対する配慮並びに本要項に記載されていない事項については、「令和2年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。
- (4) 不明な点があれば、本校に直接問い合わせること。